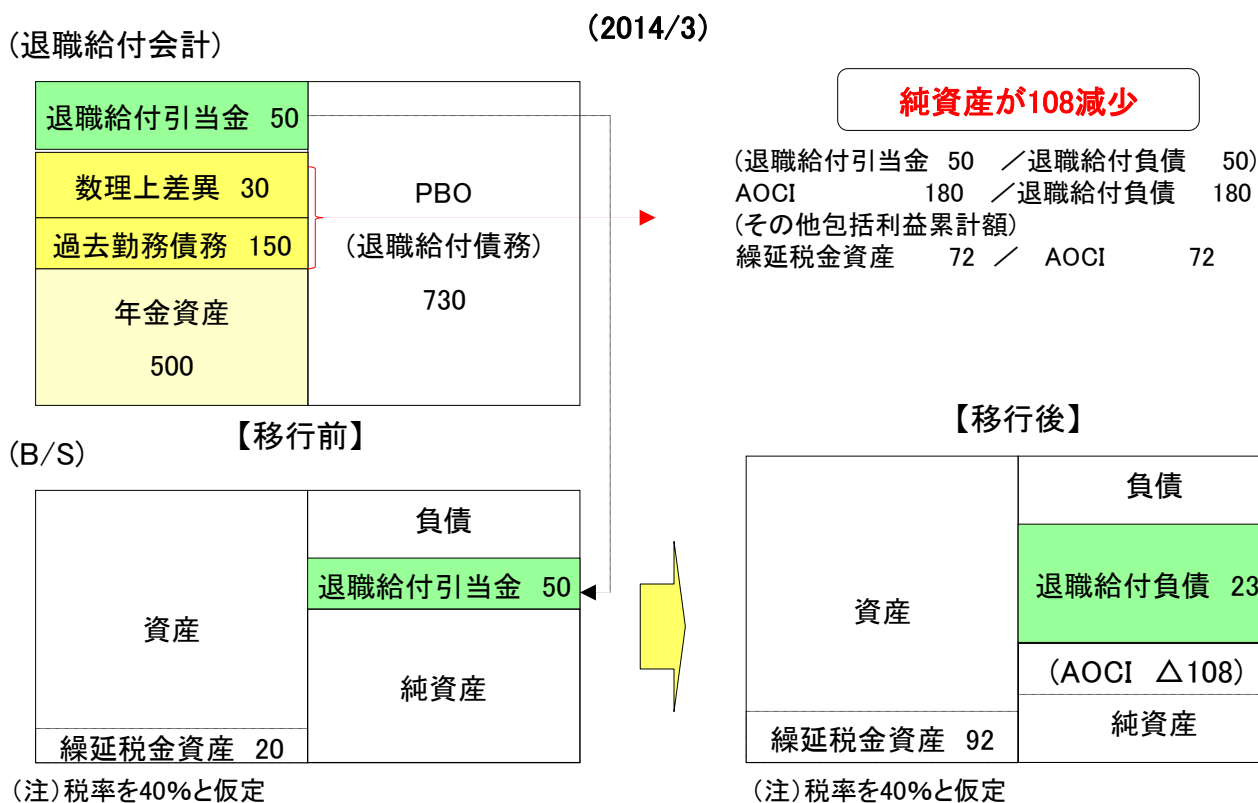


退職給付会計の改正について

2012年5月17日、ASBJ(企業会計基準委員会)は、「退職給付に関する会計基準」および「退職給付に関する会計基準の適用指針」を改定しました。今回の改正は、2000年の退職給付会計の導入以降、最も大きな改正となりますが、ポイントは以下の3点です。

➡ B/Sでの即時認識(連結決算のみ)

これまで、B/Sに反映されていなかった未認識債務(「未認識数理計算上の差異」および「未認識過去勤務債務」)を毎期B/Sで即時認識し、当該金額は、「その他包括利益累計額」として純資産を調整する。退職給付費用では、従来通り未認識債務の遅延認識を行い、「その他包括利益累計額」から減算を行う。



➡ 退職給付債務の算定方法

1. 期間帰属方法の見直し

「期間定額基準」を原則とし、「給与基準」「支給倍率基準」「ポイント基準」については、労働の対価を合理的に反映していると認められる場合のみ適用可

⇒ 「期間定額基準」と「給付算定式基準」の選択制

2. 割引率の見直し

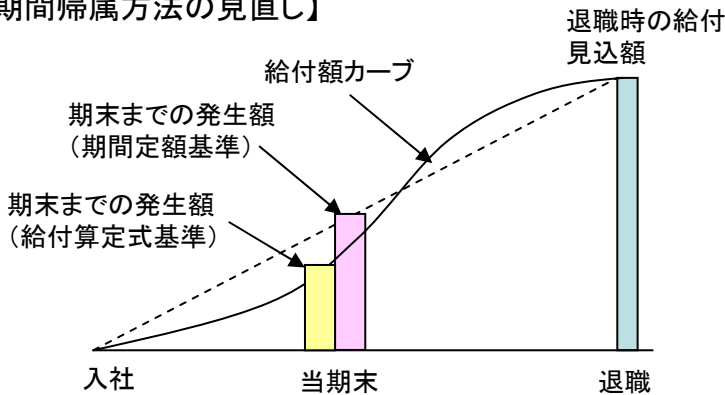
退職給付の見込み支払い日までの平均期間(平均残存勤務年数)による単一の割引率

⇒ 支払毎の見込期間を反映し割引

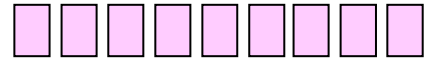
- ・見込期間、見込給付額を反映した単一の加重平均割引率
- ・見込給付額毎に見込期間毎の複数の割引率(イールドカーブ方式)

退職給付会計の改正について

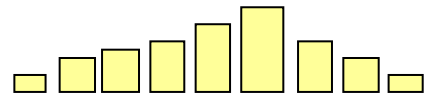
【期間帰属方法の見直し】



【期間定額基準】

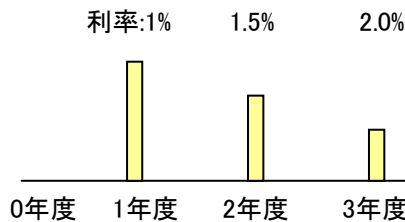


【給付算定式基準】



【割引率の見直し】

現在、300名で毎期末100名ずつ退職し、過去分対応の給付額が各年100、60、20であった場合
(毎年、期末に退職)



算定方法によるPBOの相違(単純化した例)

- ① 単純平均残存年数: 2年
 $100/1.015 + 60/1.015^2 + 20/1.015^3 = 175.9$
- ② 給付加重平均年数: 1.5年(1.25%)
 $100/1.0125 + 60/1.0125^2 + 20/1.0125^3 = 176.6$
- ③ イールドカーブ
 $100/1.01 + 60/1.015^2 + 20/1.02^3 = 176.1$

▶ 開示項目の拡充

以下のように開示事項が強化されますので、関連会社からの情報集計方法を見直す必要があります。(赤字が追加部分で、それ以外でも一部内容が強化されています。)

- (1) 退職給付の会計処理基準に関する事項
- (2) 企業の採用する退職給付制度の概要
- (3) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表**
- (4) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表**
- (5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
- (6) 退職給付に関連する損益
- (7) その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳**
- (8) 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳**
- (9) 年金資産に関する事項(年金資産の主な内訳を含む。)**
- (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項
- (11) その他の退職給付に関する事項**

なお、年金資産に関する開示では、年金資産の種類毎の割合または額の開示が必要となります。

【適用時期】

1. 退職給付債務の算定方法の変更を除き、平成25年4月1日以降開始する会計年度の期末より適用(3月決算であれば、平成26年3月31日からの適用が標準)
2. 退職給付債務の算定方法の見直しについては、平成26年4月1日以降開始する会計年度の期首からの適用(実務上困難な場合、平成27年4月1日以降開始する会計年度の期首からとすることができる。)
3. 1, 2のいずれも、平成25年4月1日以降開始する会計年度の期首から早期適用が可能